

令和6年度 学校生活のきまり

雄島小学校

本校では、学校での生活や決まりについて、下記のように指導していきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 身なり 清潔な服装と身だしなみを心がけよう。

〔制服〕

| | 冬期（10月～5月） | 夏期（6月～9月） |
|----|----------------------------|--|
| 男子 | 上下黒の学生服 （半ズボンでもよい） | 上下とも自由服でよいが、派手でない服を着用する。 （ミニスカート、ノースリーブ、ショートパンツなど肌の露出が多いものはさける） |
| 女子 | セーラー服・青色のネクタイ・紺のひだスカート・ズボン | |

- 女子のスカートはひざがかくれる程度の丈にする。
- 移行期間は気温にあわせて上着（学生服・セーラー服）を着なくともよい。5月と10月の2週間程度。
- 登下校時は制服で、黄色の安全帽を着用する。体育時は赤白帽子を着用する。
- 冬期は、学生服やセーラー服の下に着る服は、派手でないものを着用する。
また、体に合った大きさのものを着用する。（シャツはズボンに入れる。）
- 雨の日はカッパの着用を推奨する。4～6年生は傘を使用してもよい。
- 靴下は白、黒、紺を着用する。ワンポイント可。（運動会は白の靴下に統一する。）
くるぶしが露出する短いものや膝までの長いものは着用しない。
- タイツやレギンスは黒色を着用する。
- ミサンガはしない。

〔体操服〕

- 学校指定のトレーニングウェアを着用する。
- 活動着として朝学校へ着たら体操服に着替える。
体操服は左胸に小ゼッケンをつける。（シャツはズボンに入れる。）

〔はきもの〕

| 内ズック | 外ズック |
|--|---|
| 白地（色ライン可）のものをはく。紐が結べる児童は、紐ズック（白地・色ライン可）でもよい。つま先に名前を書く。 | 内ズックと同じであるが、かかるとに黒い線を引いて区別する。つま先に名前を書く。 |

- 登下校用のはきものは、天候を考え、歩きやすく華美でないものをはく。
- 下足箱には、登下校用のはきものは下に、内ズックは上におく。
- はき物はスリッパばきをしない。（危険防止）

〔髪型〕

| | |
|----|---|
| 男子 | 横は耳にかからないようにする。 後ろは制服やシャツのえりにかからない長さにする。 |
| 女子 | 後ろは肩にかからない長さにし、肩にかかる場合は結ぶ。 ヘアピンや結ぶひもは黒・紺・茶とする。 |

- 小学生らしい髪型にする。パーマをかけたり、染めたりしない。
- 前髪は目にかからないようにする。（目の健康のため）

〔その他〕

- 寒い時期は、ネックウォーマー、手袋を使ってもよい。
マフラーは使わない。（危険防止のため）

2 学校での生活・礼儀

- 先生や友達、お客さんには元気よくあいさつをする。
- 掃除の時間は、しゃべらずに掃除をする。
- 廊下は走らず、静かに歩く。
- 用がないのに特別教室や倉庫などには入らないこと。体育館ステージやその裏では遊ばない。
- 職員室や校長室などには「失礼します。」「失礼しました。」と、あいさつをして出入りする。
- ボール・一輪車・竹馬・なわとび・図書室の本など使った物や借りた物は、責任を持って後始末する。
- 危険な遊びをしない。
- 集会の時は、口を閉じて静かに集合する。教室に戻る時も、学級や縦割り班ごとに静かに並んで歩く。

3 持ち物など

- 教科書やノートなどの持ち運びには、ランドセルを使う。
- 持ち物には名前を書いて大切に作る。
- 体操服入れ袋、給食袋、ズック袋などを準備する。
- 学習は鉛筆を使い、シャープペンシルは使わない。文具類も必要以上に派手な物は学校に持ってこない。
- 必要以外のお金（集金や名札を買うお金は除く）は、学校へ持ってこない。
- 学習に関係のない遊び道具やおかし類、貴重品などを学校へ持ってこない。

4 集団登下校・バス乗車に関して

- 夏季（4月～11月・3月）は集団登校（梶・崎・浜地はバス通学）、冬季（12月～2月）はバス登校（陣ヶ岡、マリンタウン崎を除く）を行う。
- 年間通して7:30～7:50に学校に到着するように集団登校を行う。
- 地区および班ごとに集まり、安全に注意して集団登下校を行い、バス乗車時も安全に注意して行動する。
- バス乗車の際は、順序良く決まった場所に並び、押し合ったり、駆け込み乗車をしたりしない。

5 その他

- 家に帰ってからも、交通安全に注意し生活する。交通安全の約束を各家庭で決めておく。
- 自転車の乗り方、乗る範囲については保護者の判断によるものとする。
（学校では原則として低学年は道路では乗らない、中学年は地区内、高学年は校区内で乗るという指導をしています。また、ヘルメットの着用を推奨しています。令和4年7月から、自転車に乗る際には、保険への加入が義務づけられています。ご注意ください。）
- 地域社会（子ども会・PTA・坂井市等）の行事などに積極的に参加する。
- 公共のルールを守り、人の迷惑になる行動や危険な遊びをしないように心がける。
- 一人で帰ったり、遊びに行ったりすると、思わぬ事故や事件に巻き込まれることもあるので、一人では行動しないようにする。